

◎長期優良住宅建築等計画の認定審査手数料(使用料及び手数料徴収条例)

宮崎県の区域(宮崎市、都城市、延岡市、日向市を除く。)において申請する場合 (R4. 2. 20現在)

①計画認定申請(法5条1項～5項)

(単位:円)

	新築		増改築		備考
	申請に係る1棟の審査手数料 住棟の総戸数	手数料	申請に係る1棟の審査手数料 住棟の総戸数	手数料	
評価機関による 確認書が 有る場合	1戸	13,000	1戸	19,000	同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積に 対応する建築確認申請手 数を加算する。
	2～5	23,000	2～5	33,000	
	6～10	36,000	6～10	53,000	
	11～25	60,000	11～25	88,000	
	26～50	95,000	26～50	141,000	
	51～100	145,000	51～100	215,000	
	101～200	245,000	101～200	364,000	
	201～300	310,000	201～300	461,000	
	301～	352,000	301～	523,000	
設計住宅性能 評価書が 有る場合	1戸	13,000			同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積に 対応する建築確認申請手 数を加算する。
	2～5	23,000			
	6～10	36,000			
	11～25	60,000			
	26～50	95,000			
	51～100	145,000			
	101～200	245,000			
	201～300	310,000			
	301～	352,000			
評価機関による 確認書及び 設計住宅性能 評価書が 無い場合	1戸	48,000	1戸	71,000	同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積に 対応する建築確認申請手 数を加算する。
	2～5	112,000	2～5	166,000	
	6～10	178,000	6～10	264,000	
	11～25	352,000	11～25	522,000	
	26～50	630,000	26～50	936,000	
	51～100	1,084,000	51～100	1,611,000	
	101～200	2,006,000	101～200	2,982,000	
	201～300	2,870,000	201～300	4,266,000	
	301～	3,518,000	301～	5,230,000	

②計画変更認定申請(法8条)

(単位:円)

	新築		増改築		備考
	申請に係る1棟の審査手数料 住棟の総戸数	手数料	申請に係る1棟の審査手数料 住棟の総戸数	手数料	
〔基本額〕 変更設計住宅 性能評価書が 有る場合を除く	1戸	6,000	1戸	9,000	同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積に 対応する建築確認申請手 数を加算する。
	2～5	12,000	2～5	17,000	
	6～10	21,000	6～10	31,000	
	11～25	30,000	11～25	44,000	
	26～50	55,000	26～50	82,000	
	51～100	95,000	51～100	142,000	
	101～200	157,000	101～200	233,000	
	201～300	193,000	201～300	287,000	
	301～	206,000	301～	306,000	
〔基本額〕 変更設計住宅 性能評価書が 有る場合	1戸	6,000			同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積に 対応する建築確認申請手 数を加算する。
	2～5	12,000			
	6～10	21,000			
	11～25	30,000			
	26～50	55,000			
	51～100	95,000			
	101～200	157,000			
	201～300	193,000			
	301～	206,000			
〔加算額〕 評価機関による 変更確認書及び 変更設計住宅 性能評価書が 無い場合 法6条第1項1号に 係る変更	1戸	35,000	1戸	52,000	同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積に 対応する建築確認申請手 数を加算する。
	2～5	89,000	2～5	133,000	
	6～10	142,000	6～10	211,000	
	11～25	292,000	11～25	434,000	
	26～50	535,000	26～50	795,000	
	51～100	939,000	51～100	1,396,000	
	101～200	1,761,000	101～200	2,618,000	
	201～300	2,559,000	201～300	3,805,000	
	301～	3,166,000	301～	4,707,000	
〔加算額〕 法6条第1項2号、 5号、6号に 係る変更	1戸	6,000	1戸	9,000	同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積に 対応する建築確認申請手 数を加算する。
	2～5	10,000	2～5	14,000	
	6～10	14,000	6～10	22,000	
	11～25	29,000	11～25	43,000	
	26～50	39,000	26～50	57,000	
	51～100	48,000	51～100	72,000	
	101～200	87,000	101～200	129,000	
	201～300	116,000	201～300	172,000	
	301～	145,000	301～	215,000	

※法6条1項1号:長期使用構造等、法6条1項2号:住宅の規模、法6条1項5、6号:維持保全の方法

③譲受人決定による変更(法9条1項、3項)

一律:6,000円

④地位の継承(法10条)

一律:6,000円